Ipomoea purpurea (L.) Roth	やさしい桜色の５つの星	株式会社札幌採種園 北海道札幌市白石区本通17丁目北17番１号	第30634号 平成27年11月19日
Lactuca sativa L.	SAKLET013	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第30622号 平成27年11月18日
Malus Mill.	レッドパール	国立大学法人信州大学 長野県松本市旭三丁目１番１号	第30589号 平成27年11月５日
Monarda didyma L.	ALLBELL	Allplants Holding B.V. Simon Homburgstraat 19, 5431NN Cuijk, The Netherlands	第30653号 平成27年11月27日
Nelumbo nucifera Gaertn.	阿波白秀	徳島県 徳島県徳島市万代町１丁目１番地	第30588号 平成27年11月５日
Nicotiana L.	JT-Sバーレー01	日本たばこ産業株式会社 東京都港区虎ノ門二丁目２番１号	第30621号 平成27年11月18日
Oryza sativa L.	銀河のしずく	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号	第30607号 平成27年11月９日
〃	清水　１号	鷹見直美 岐阜県中津川市阿木7171番地 鷹見義公 岐阜県中津川市阿木6937番地 安藤孝義 岐阜県中津川市阿木6638番地の１ 保母弘久 岐阜県中津川市阿木699番地 足立幸博 岐阜県中津川市阿木7314番地の１ 鷹見和明 岐阜県中津川市阿木7046番地	第30610号 平成27年11月10日
〃	新之助	新潟県 新潟県新潟市中央区新光町４番地１	第30636号 平成27年11月20日
Oxypetalum caeruleum (D. Don) Decne.	マヨールピンク	早野公春 埼玉県本庄市寿３－５－36	第30600号 平成27年11月９日
Physocarpus (Cambess.) Maxim.	Hoogi016	Vitro Bio Plant Holland B.V. Rijksweg 30 A, 6744WB Ederveen, The Netherlands	第30587号 平成27年11月５日
Pisum sativum L.	SAKPEA001	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第30624号 平成27年11月18日
Rosa L.	MR1401mu	有限会社メルヘンローズ 大分県玖珠郡玖珠町大字岩室1376番地	第30604号 平成27年11月９日
Solanum lycopersicum L.	ハル-06-05	株式会社ハルディン 千葉県印西市竹袋470－４	第30619号 平成27年11月16日
Triticum turgidum L. subsp. durum (Desf.) Husn.	セトデュール	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第30631号 平成27年11月19日

○経済産業省告示第三十二号

一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第一項及び同項第二十七号の規定に基づき、製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年二月二十六日　　経済産業大臣　林　幹雄

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の十二の次に次の一条を加える。

（定置式製造設備において経済産業大臣が認める措置）

第一条の十三　冷凍設備にフルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ又はフルオロオレフィン千二百三十四ｚｅを充塡する設備において、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第三号の規定にかかわらず、同項柱書に規定する経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認める措置は、次の各号の全てに該当することとする。

一　製造設備には、漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講ずるとともに、充塡する際には、充塡する場所を十分に換気すること。

二　製造設備から漏えいしたガスの濃度が爆発限界の下限の二十五パーセント以上となる可能性がある区域内（当該製造設備内を除く。）では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

三　製造設備からのガスの漏えいを検知し、当該ガスの濃度が爆発限界の下限の十二・五パーセント以上に達した場合に警報するための設備を設けること。また、当該ガスの濃度が爆発限界の下限の二十五パーセント以上に達した場合に当該製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置すること。

第九条第一項中「並びに第十一条第一号」を「、第八条の二第二項第二号イ、第十一条第二号、第十二条の二第一項第一号及び第二項第一号並びに第十二条の三第二項第三号イ」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。